

翻訳バージョンは参考用にのみ提供されるため、内容は簡体字中国語バージョンに基づいてください。

粵・澳・深合執字〔2023〕5号

横琴・粵・澳深度合作区執行委員会『横琴・粵・澳深度合作区のマカオ企業への発展  
支援弁法』印刷・公布に関する通知

執行委員会各局:

『横琴・粵・澳深度合作区のマカオ企業への発展支援弁法』は、合作区執行委員会会議の審議を経て、ここに発行・配布をし、貫徹と執行をしてください。執行にあたって、問題が生じた場合は、合作区經濟發展局までご相談ください。

横琴・粵・澳深度合作区執行委員会

2023年2月28日

**第 1/2023 号執行委員会規範的文書**

**横琴・粵・澳深度合作区のマカオ企業への発展支援弁法**

目次

第一章 総則

第二章 マカオ企業の合作区における職場勤務

翻訳バージョンは参考用にのみ提供されるため、内容は簡体字中国語バージョンに基づいてください。

### 第三章 マカオ企業の合作区における事業経営

### 第四章 マカオ企業の合作区における発展

### 第五章 保障と監督

### 第六章 附則

## 第一章

### 総則

#### 第一条

##### 策定目的

『横琴・粵・澳深度合作区建設全体方案』（以下、『全体方案』と略称する）を徹底的に貫徹し、横琴・粵・澳深度合作区（以下、合作区と略称する）をマカオ経済の適度かつ多元的な発展を促進する新たなプラットフォーム、マカオの住民に更に便利な生活と雇用機会を与える新たな空間、「一国二制度」の実践を充実させる新たなモデル、粵港澳大湾区建設の新たな新高地に創り上げるため、マカオ企業が合作区で発展することを支援し、またマカオ企業に有利なビジネス環境を整え、経営コストを削減するため、マカオ支援特別基金が設立された。実情を踏まえ、合作区執行委員会（以下、執委会と略称する）は本弁法を策定した。

#### 第二条

##### 適用範囲および条件

翻訳バージョンは参考用にのみ提供されるため、内容は簡体字中国語バージョンに基づいてください。

本弁法は、登記地、徴税・管理関係、統計関係が合作区にあり、合作区の銀行に法人預金口座を開設し、実際に営業しているマカオ企業に適用される。マカオ企業は下記の条件を満たさなければならない。

(一) 合作区に設立された法人または法人格を持たない専門サービス組織であること。

(二) 投資家はマカオ住民、またはマカオで法律によって設立され、2年以上事業運営に従事している法人で、総持株比率が25%以上であること。マカオ住民及びマカオ法人の株式の保有方式には、直接保有と間接保有が含まれるが、保有委託は含まれない。

(三) 『全体方案』の要求に合致し、マカオ経済の適度かつ多元的な発展を促進する産業であること。金融業界に関する政策は、所轄する主管部門が別途策定する。

(四) 補助金受領日から5年以内に、合作区から移転せず、合作区での納税義務を変更しないことを承諾すること。

(五) 本弁法による補助金を申請する時に、合作区の経営異常者名簿に記載されていないこと。

(六) 一人の投資家が合作区に複数のマカオ企業を設立する場合、本弁法に規定する補助金・奨励金を申請できる企業は2社までとすること。

合作区で商業経営に従事し、法律により自営業者に登録されたマカオ住民の場合は、本弁法を参考に実施する。

### 第三条

#### 用語の定義

翻訳バージョンは参考用にのみ提供されるため、内容は簡体字中国語バージョンに基づいてください。

(一) 「実質的経営」とは、企業の実質的な経営主体が合作区にあり、企業の生産、経営、人事、会計、財産などに対して実質的な全体管理・統制を行っていることを意味する。実質的経営の基準を満たさない企業は、優遇措置を受けることができない。

(二) 「事業用施設」とは、合作区に用途が事務所（文化創意、科学教育と研究開発、先端・最新技術を含む）であり、不動産権利証（所有権証明書または不動産権利証を含む）を取得した新築の施設を指す。「事業用施設」は、面積 3000 平方メートル以上の自己所有物件でなければならない。

(三) 「商業施設」とは、合作区の企画部門から商業に使用することを承認され、2015 年 1 月 1 日以降不動産権利証（所有権証明書または不動産権利証を含む）を取得した新築の施設を指す。

(四) 「事業収入」には、合作区の統計に含まれるデータに基づき、企業の主な事業収入とその他の事業収入が含まれる。

(五) 「マカオ住民」とは、マカオの永住者及び非永住者を指す。

(六) 本弁法でいう「以下」、「以上」は、その基準となる数を含む。

## 第四条

### 所有者情報の収集および身元確認

「事業用施設」、「商業施設」の所有者またはその委託管理者は、合作区経済發展局で情報収集、身元確認と公表を行わなければならない。

## 第二章

## マカオ企業の合作区における職場勤務

### 第五条

#### 事務用施設の賃貸補助金

合作区に進出して事務用施設を賃貸し、3年以上の賃貸契約（本弁法の実施前に合作区に進出した企業が締結した賃貸契約の賃貸期間を含む）を締結したマカオ企業に対して、合作区執行委員会は、第三者専門機関の鑑定評価額を参考に賃貸料を補助する。鑑定評価額が実際の賃貸価格より高い場合、補助金は実際の賃貸価格を基準とし、対応する基準に従って交付されるが、賃貸無料期間中は交付されない。

補助基準は、鑑定賃貸価格の70%以下、70元/m<sup>2</sup>/月以下とし、補助面積は1人当たり15平方メートルを上限とし、企業と労働契約を締結し、合作区で個人所得税を納め、または社会保険に加入し実際に事務所で勤務した人数で計算する。各企業の補助面積は1000平方メートルを超えてはならず、同一企業に対して最大36ヶ月連続で補助することができる。

事務用施設は、所有者の委託許可を得たもの、または所有者が直接賃貸したものでなければならず、転貸または転借の施設は、本条に規定する賃貸補助金を受けることはできない。合作区に工業、オフィス、商業プロジェクトを建設するための国有建設用地使用权を取得したマカオ企業は、本条に規定する賃貸補助金を受けることはできない。

### 第三章

#### マカオ企業の合作区における事業経営

## 第六条

### 商業施設の賃貸補助金

合作区に進出して商業施設を賃貸し、3年以上の賃貸契約（本弁法の実施前に合作区に進出した企業が締結した賃貸契約の賃貸期間を含む）を締結したマカオ企業に対し、合作区執行委員会は、第三者専門機関の鑑定評価額を参考に賃貸料を補助する。鑑定評価額が実際の賃貸価格より高い場合、補助金は実際の賃貸価格を基準とし、対応する基準に従って交付されるが、賃貸無料期間中は交付されない。

補助基準は、鑑定賃貸価格の70%以下、70元/m<sup>2</sup>/月以下とし、補助面積は1企業当たり1000平方メートルを上限とし、同一企業に対して最大36ヶ月連続で補助することができる。

商業施設は所有者が直接賃貸したものでなければならず、転貸または転借の施設は、本条に規定する賃貸補助金を受けることはできない。合作区で工業、オフィス、商業プロジェクトを建設するための国有建設用地使用权を取得したマカオ企業は、本条に規定する賃貸補助金を受けることはできない。

## 第七条

### 商業施設の内装補助金

マカオ企業が、合作区内で商業活動を行うために商業施設を使用する場合、1平方メートル当たり1000元を上限とし、内装費用の70%を補助金として交付し、1企業あたりの内装補助金の上限額は100万元とする。商業施設の内装補助金は2年ごとに配分され、1年に補助金額の50%が配分される。

翻訳バージョンは参考用にのみ提供されるため、内容は簡体字中国語バージョンに基づいてください。

合作区で工業、オフィス、商業プロジェクトを建設するための国有建設用地使用权を取得したマカオ企業は、本条に規定する内装補助金を受けることはできない。

## 第八条

### ブランドの立地奨励金

「マカオ特色ある老舗」に対しては、初めて合作区に出店し、実際に1年間営業した場合、一括で30万元のブランド立地奨励金が交付される。「マカオ特色ある店舗」と「商匯館」に選ばれたマカオ企業に対しては、初めて合作区に出店し、実際に1年間営業した場合、一括で15万元のブランド立地奨励金が交付される。

最新の「ミシュランガイド」に掲載されているマカオの飲食企業、またはマカオ住民、マカオ法人と他地域の最新の「ミシュランガイド」に掲載されている飲食企業と提携し、初めて合作区で面積200平方メートル以上のレストランを開設し、実際に1年間営業した場合、開店時に設立された主体のミシュラン星により、三つ星は200万元、二つ星は100万元、一つ星は50万元のブランド立地奨励金がそれぞれ一括で交付される。面積100平方メートル以上で初めて開店し、実際に1年間営業したマカオの「必比登推介」レストランは、一括で30万元のブランド立地奨励金が交付される。

最新の美团点評「黒真珠レストランガイド」に選ばれたマカオの飲食企業は、初めて合作区で面積100平方メートル以上のレストランを開設し、実際に1年間営業した場合、一括で30万元のブランド立地奨励金が支給される。

「マカオ特色ある老舗」、「マカオ特色ある店舗」または「商匯館」、「ミシュランガイド」、「黒真珠レストランガイド」に選ばれたブランド所有者は、マカオ企業に商号、商標、ロゴなどのブランド情報の使用を許可しなければならない。

翻訳バージョンは参考用にのみ提供されるため、内容は簡体字中国語バージョンに基づいてください。

上記 2 つ以上の基準を満たすマカオ企業は、重複しない上で奨励金の高いほうに申請できるという原則に従ってブランド立地奨励金を申請する必要がある。

## 第四章

### マカオ企業の合作区における発展

#### 第九条

##### 経営奨励金

本弁法の実施後、統計聯網直報プラットフォームに新たに登録された指定規模以上のマカオ企業は、登録されたその年に一括で 60 万元の奨励金が交付され、翌年の営業収入の前年比成長率が 50% 以上に達した場合、30 万元の奨励金が交付され、3 年目の営業収入の前年比成長率が 50% 以上に達した場合、30 万元の奨励金が交付されるが、同一企業に交付される奨励金は累計 120 万元を超えてはならない。

本弁法の実施前に統計聯網直報プラットフォームに登録された指定規模以上のマカオ企業は、翌年と 3 年目の営業収入の成長率が前項の規定に合致する場合、前項の規定に基づき奨励金を申請することができる。

#### 第十条

##### 研究開発補助金

合作区で実際に事業経営をしており、研究開発活動を行い、年間研究開発費が 50 万元を超えるマカオ企業は、研究開発補助金を受けることができる。補助金額は、承認

翻訳バージョンは参考用にのみ提供されるため、内容は簡体字中国語バージョンに基づいてください。

された企業の前年度の研究開発費の10%とし、1企業あたりの年間補助金の上限は500万元とする。

## 第十一条

### 展示会補助金

合作区が主催もしくは発起した国際展示会、または国、広東省、珠海市、マカオ特別行政区、及びその他の地方政府が主催した専門展示会に参加するマカオ企業に対し、出展料の90%を補助し、1企業あたりの年間補助金は15万元以内とする。

## 第十二条

### 法律相談サービス

設立初年度のマカオ企業は、合作区が提供する企業設立及び経営管理に関する法律相談サービスを無料で利用することができる。

## 第五章

### 保障と監督

## 第十三条

### 資金源

本弁法の支援資金は予算管理を実施しており、年度ごとに合作区のマカオ支援特別資金の予算から配布される。

## 第十四条

## 適用原則

法令を除き、申請者は本弁法の優遇措置を受けながら、国家および広東省の他の政策支援や優遇措置の申請に影響を与えないものとする。

本弁法と合作区が制定した（または元横琴新区から引き受けた）他の政策との間に重複または交差がある場合、マカオ企業は「重複しない上でベストを選択する」という原則に基づき、いずれかの政策を選択することができる。本弁法に基づき支援と優遇措置を申請した後、マカオ企業は、合作区が制定した（または元横琴新区から引き受けた）他の政策による同種の支援と優遇措置を申請してはならない。

## 第十五条

### 申請手続き

合作区経済発展局は、半年ごとに企業の申請を集中的に受け付けるよう手配し（具体的な時間は公布された申告通知書による）、期限までに申請しないマカオ企業は断念したものと見なされる。合作区経済発展局は審査を行い、合作区の公式ウェブサイトでもリストを公表し、異議がなければ交付を始めることとする。

## 第十六条

### 資金の監督

申請者は申告書類の完全性、真実性、正確性、合法性を保証し、提出したプロジェクトの申告書類に関連する法的責任を負わなければならない。申請者が虚偽の書類を提出することで支援金を不正に取得した場合、関連規定に基づき厳正に調査し、処罰しなければならない。重大な場合、関連する法的責任を追及しなければならない。国家

翻訳バージョンは参考用にのみ提供されるため、内容は簡体字中国語バージョンに基づいてください。

の法令違反等により、刑事罰を受けた場合と罰金、不法所得没収、不法法財産没収、生産・営業活動制限、生産・営業停止等の行政処分を受けた場合、関連する補助金の申請は禁止される。

所有者またはその委託を受けた管理機関が申告機関と虚偽の契約を締結し、補助金を不正に取得した場合、当該所有者（管理側）の申請を3年以内に受け付けず、同時に合作区の支援金の申請も禁止し、関連法令に基づき厳正に調査・処罰される。

## 第六章

### 附則

## 第十七条

### ガイドライン

本弁法は合作区経済発展局がガイドラインを策定し、実施するものとする。

## 第十八条

### 解釈権

本弁法の解釈権は合作区執行委員会が保有する。

## 第十九条

### 有効期間

本弁法は2023年1月1日から施行され、2025年12月31日まで有効である。

翻訳バージョンは参考用にのみ提供されるため、内容は簡体字中国語バージョンに基づいてください。

横琴・粵・澳深度合作区行政事務局 2023 年 2 月 28 日印刷